

埼玉県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

制定 平成29年3月30日決裁

改正 平成30年6月29日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県(以下「県」という。)内に所在する私立の高等学校、特別支援学校の高等部及び専修学校・各種学校のうち高等学校に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。)で定めるもの(以下「私立高等学校等」という。)を設置する学校設置者(以下「学校設置者」という。)を通じて、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校等に在学する生徒の学び直し支援に要する経費に対し、予算の範囲内において高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を支給する事務の執行に際し、必要な事項を定める。

2 前項の学び直し支援金の支給に関しては、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。以下「政令」という。) 省令、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)及び補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等をいう。
- (2) 就学支援金 法第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金をいう。
- (3) 生徒 県内の私立高等学校等に在学している生徒をいう。
- (4) 保護者 県内の私立高等学校等に在学している生徒の親権者(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する保護者をいう。)をいう。
- (5) 受給権者 学び直し支援金の受給資格が認定された生徒をいう。

(補助の対象)

第3条 次の各号の全てに該当する者に対して、在学する私立高等学校等の授業料に充てることを条件に学び直し支援金を支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に私立高等学校等に入学した者(就学支援金に係る新制度

の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

（5）高等学校等を退学したことがある者

（6）学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者

（7）保護者の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、省令第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

（学び直し支援金の額）

第4条 学び直し支援金の額は、受給権者がその初日において認定に係る私立高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、当該受給権者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項及び第2項、政令第3条（第5号を除く。）、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

（受給資格の認定申請）

第5条 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、受給資格認定申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に保護者の所得を証明する書類等を添付して、学校設置者が別に定める期日までに学校設置者へ提出するものとする。ただし、既に当該保護者の所得を証明する書類等を就学支援金に係る申請等により提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

2 学校設置者は、生徒から提出された受給資格認定申請書に基づき、受給資格認定申請者一覧（様式2）を作成し、受給資格認定申請書及び前項の書類とともに、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

（受給資格の認定及び支給の決定）

第6条 知事は、各生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。結果については、受給資格認定通知（様式4）により学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、知事から受領した受給資格認定通知に基づき、受給資格認定通知（様式5）及び支給決定（支給予定）通知（様式12）又は受給資格不認定通知（様式6）を作成し、申請した生徒に通知するものとする。

(収入状況届出書の提出)

第7条 受給権者は、収入状況届出書(様式1)に別に定める保護者の所得を証明する書類等を添付して、学校設置者が別に定める期日までに学校設置者へ提出するものとする。ただし、既に当該保護者の所得を証明する書類等を就学支援金に係る申請等により提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

2 学校設置者は、受給権者から提出された収入状況届出書に基づき、収入状況届出者一覧(様式3)を作成し、収入状況届出書及び前項の書類とともに、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

(学び直し支援金の継続支給の可否、支給額の決定及び支払の差止め)

第8条 知事は、前条の届出のあった受給権者の学び直し支援金の受給資格を審査し、継続支給の可否及び支給額を決定する。結果については、収入状況審査結果通知(様式7)により学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、知事から受領した収入状況審査結果通知に基づき、変更支給決定(支給予定)通知書(様式15)又は受給資格消滅通知(様式8)を作成し、申請した生徒に通知するものとする。

3 知事は、前条第1項の規定による収入状況届出書を提出しなかった受給権者に対し、支払差止め通知(様式9)を作成し、当該受給権者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 学校設置者は、交付申請書(様式10)を別に定める期日までに知事に、提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第10条 知事は、学び直し支援金の交付を決定したときは、交付決定通知書(様式11)により学校設置者に通知するものとする。

(変更交付の決定及び通知)

第11条 知事は、学校設置者から学び直し支援金変更交付申請書(様式13)を受けて、学び直し支援金の支給額を変更するときは、変更交付決定通知書(様式14)により学校設置者に通知するものとする。

(学び直し支援金の支払)

第12条 学校設置者は、知事から受領した交付決定通知書に基づき、支払請求書(様式16)を作成し、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

2 知事は、学校設置者から支払請求書を受領した後、概算払又は精算払により学校設置者に学び直し支援金を支払うものとする。

3 学校設置者は、知事から学び直し支援金の支払いを受けた場合、速やかに受給権者の

授業料債権の弁済に充てるものとする。

(状況報告及び調査)

第 1 3 条 知事は、学び直し支援金の交付に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができるものとする。

(実績報告)

第 1 4 条 学校設置者は、学び直し支援金に係る事務が完了したときは、その日から 3 0 日を経過した日又は補助年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い期日までに、実績報告書 (様式 1 7) を知事に提出するものとする。

(額の確定)

第 1 5 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか書面又は実地により調査し、適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、確定通知書 (様式 1 8) により学校設置者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第 1 6 条 知事は、学び直し支援金の交付を受けた学校設置者が、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 1 0 条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるものとする。

- (1) 法令、本要綱、交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく指示に違反した場合
- (2) 学び直し支援金を他の用途に使用した場合
- (3) 学び直し支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

(学び直し支援金の返還)

第 1 7 条 知事は、第 1 5 条の規定による額の確定をした場合において、既にその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

2 前条の規定により学び直し支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取消又は変更した場合において、既に学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めて当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 第16条の規定により補助金の返還を命ずる場合には、学び直し支援金の受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、加算金が1,000円未満であるときはこれを支払うことを要しない。

2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、延滞金が1,000円未満の場合及びやむを得ない事情により延滞金が生じた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(書類の整備等)

第19条 学び直し支援金の交付を受けた学校設置者は、学び直し支援金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿、収入及び支出等に関する証拠書類は学び直し支援金の支給の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。